	○総務省、農林水産省、国土交通省		
三	租税特別措置法施行令第六条の三第十四項及び第二十八条の九第十五項の規定に基づき総務省・農林水産省・国土交通省関係告示を廃止する件	三〇 146	一四
	○中央選挙管理会		
六	衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件	一七	九
	○政治資金適正化委員会		
三三	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	一	三
三四	〃	四	二
三五	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	一九	九
三六	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	一九	九
三七	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二二	二
三八	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	二六	二
三九	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二六	二
	○法　務　省		
三〇五	戸籍が滅失した件	一	三
三〇六	除籍が滅失した件	一	三
三〇七	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	一	三
三〇八 三〇九	原戸籍が滅失した件	二	二
三一〇	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	二	二
三一一	日本国に帰化を許可する件	二	二
三一二	〃	三	一
三一三	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う法務省関係告示の整理に関する告示	四	二
三一四	除籍の一部が滅失した件	五	七
三一五	除籍が滅失した件	五	七
三一六	〃	八	一
三一七 三一八	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件	八	一
三一九	日本国に帰化を許可する件	八	一
三二〇	〃	九	一
三二一	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件	九	二
三二二	原戸籍の一部が滅失した件	一〇	六
三二三	除籍が滅失した件	一一	二
三二四—三二六	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	一一	二
三二七	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一一	二
三二八	〃	一二	五
三二九	除籍が滅失した件	一五	二
三三〇	日本国に帰化を許可する件	一五	二
三三一	〃	一六	三
三三二	戸籍が滅失した件	一七	一〇
三三三	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件	一八	一
三三四	日本国に帰化を許可する件	一八	一
三三五	除籍の一部が滅失した件	一九	一〇
三三六 三三七	除籍が滅失した件	一九	一〇
三三八	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	一九	一〇
三三九	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一九	一〇
三四〇	日本国に帰化を許可する件	二二	二
三四一	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件	二三	二